

<p>关于 2018 年度上海市调整住房公积金缴存基数、比例以及月缴存额上下限的通知</p> <p>沪公积金管委会（2018）3 号</p> <p>各住房公积金缴存单位：</p> <p>按照国务院《住房公积金管理条例》、《上海市住房公积金管理若干规定》和《上海市住房公积金缴存管理办法》的有关规定，结合本市实际，经市住房公积金管理委员会第57次会议审议通过，现就2018年度本市调整住房公积金缴存基数、缴存比例以及月缴存额上下限等有关事项通知如下：</p> <p>一、缴存基数及其计算口径</p> <p>各单位应当按照上海市统计局计算职工月平均工资的口径计算职工月平均工资，并以职工月平均工资作为该职工住房公积金缴存基数核定住房公积金月缴存额。各单位应当在核定职工住房公积金月缴存额后一个月内，将核定情况告知职工本人，以维护职工的合法权益。</p> <p>自2018年7月1日起，本市职工住房公积金的缴存基数由2016年月平均工资调整为2017年月平均工资。</p> <p>2018年1月1日起新参加工作的职工，以该职工参加工作的第二个月的当月全月应发工资收入或以其新参加工作以来实际发放的月平均工资作为其住房公积金缴存基数。</p> <p>2018年1月1日起新调入的职工，以调入后发放的当月全月应发工资收入或者以其实际发放的月平均工资作为其住房公积金缴存基数。</p> <p>二、缴存基数申报及调整时间</p> <p>各单位可从2018年4月下旬起登陆上海住房公积金网的基数调整专栏办理2017年职工月平均工资申报。</p> <p>2018年7月1日起开始调整住房公积金缴存基数、比例以及月缴存额上下限。</p>	<p>2018 年度上海市の住宅積立金納付基数・比率および月次納付額上下限の調整に関する通知</p> <p>滬公積金管委会[2018]3 号</p> <p>各住宅積立金納付単位：</p> <p>国务院の《住宅積立金管理条例》・《上海市住宅積立金管理に係る若干の規定》および《上海市住宅積立金納付管理弁法》の関連規定に基づき、本市の実情を鑑み、市住宅積立金管理委員会の第57回会議の審査通過を経て、ここに2018年度の本市の住宅積立金の納付基数・納付比率および月次納付額上下限の調整などに関する事項について以下の通り通知する：</p> <p>一、納付基数およびその計算範囲</p> <p>各単位は、上海市統計局の従業員月額平均賃金の計算範囲に基づき従業員月額平均賃金を計算し、従業員月額平均賃金を当該従業員住宅積立金の納付基数として住宅積立金の月次納付額を査定しなければならない。各単位は、従業員住宅積立金の月次納付額の査定後1ヶ月以内に査定状況を従業員本人に告知し、従業員の合法的權益を保護しなければならない。</p> <p>2018年7月1日より、本市の従業員住宅積立金の納付基数は、2016年の月額平均賃金から2017年の月額平均賃金に調整する。</p> <p>2018年1月1日より新たに業務に参加した従業員について、当該従業員が業務に参加した翌月の当月間に支給すべき賃金収入あるいは業務参加以降に実際に支給した月額平均賃金をその住宅積立金の納付基数とする。</p> <p>2018年1月1日より新たに異動してきた従業員について、異動後に支給した当月間に支給すべき賃金収入あるいはその実際に支給した月額平均賃金をその住宅積立金の納付基数とする。</p> <p>二、納付基数の申告および調整時期</p> <p>各単位は、2018年4月下旬より上海市住宅積立金ネットの基数調整特別欄にログインし、2017年の従業員月額平均賃金を申請することができる。</p> <p>2018年7月1日より、住宅積立金の納付基数・比率および月次納付額上下限の調整を開始する。</p>
--	---

<p>三、缴存比例</p> <p>(一) 住房公积金缴存比例</p> <p>2018年度职工本人和单位住房公积金缴存比例为各5%至7%。原则上缴存比例为各7%，企业可以根据沪公积金管委会〔2016〕10号文所列举的降低缴存比例的情形，选择各5%或各6%缴存比例，但应当通过集体协商，形成调整住房公积金缴存比例的专项协议，并经职工代表大会或者全体职工大会表决通过，市公积金管理中心不再审批。</p> <p>(二) 补充住房公积金缴存比例</p> <p>缴存住房公积金的单位可以按照自愿原则参加补充住房公积金制度。职工本人和单位补充住房公积金缴存比例为各1%至5%，具体比例由各单位根据实际情况确定。</p> <p>(三) 住房公积金缓缴</p> <p>符合规定情形的企业，可以按照沪公积金管委会〔2016〕10号文的相关规定，申请缓缴。</p> <p>四、月缴存额计算</p> <p>住房公积金月缴存额=职工本人上一年度月平均工资×职工住房公积金缴存比例+职工本人上一年度月平均工资×单位住房公积金缴存比例。</p> <p>补充住房公积金月缴存额计算方法同上。</p> <p>五、月缴存额上下限（具体见附表）</p> <p>(一) 2018年度月缴存额上限</p> <p>住房公积金按职工本人和单位各7%的缴存比例所对应的月缴存额上限为2996元。</p> <p>补充住房公积金按职工本人和单位各5%的缴存比例所对应的月缴存额上限为2140元。</p> <p>(二) 2018年度月缴存额下限</p> <p>住房公积金按职工本人和单位各7%的缴存比例所对应的月缴存额下限为322元。</p> <p>此外，城镇个体工商户及其雇用人员、自由职业者的住房公积金月缴存额上限为5136元，月缴存额下限为322元。</p> <p>对部分实行承包、提成等薪酬制度的单位职工，经市公积金管理中心审核通过，可按该单位和职工协商确定的月缴存额缴存，</p>	<p>三、納付比率</p> <p>(一) 住宅積立金納付比率</p> <p>2018年度の従業員本人および単位の住宅積立金納付比率は、各5～7%とする。原則、納付比率は各7%とし、企業は滬積立金管委会〔2016〕10号文書に列挙された納付比率引下の状況に基づき、各5%あるいは各6%の納付比率を選択することができるが、集団協議を通じて、住宅積立金納付比率調整の特別協議書を作成し、従業員代表大会あるいは従業員全体大会の表決を通過しなければならず、市積立金管理センターは今後、審査批准しない。</p> <p>(二) 追加住宅積立金納付比率</p> <p>住宅積立金納付単位は、任意原則に基づき追加住宅積立金制度に参加することができる。従業員本人および単位の追加住宅積立金納付比率は各1%～5%とし、具体的な比率は単位が実情に基づき確定する。</p> <p>(三) 住宅積立金の納付猶予</p> <p>規定の状況に合致する企業は、滬積立金管委会〔2016〕10号文書の関連規定に基づき、納付猶予を申請することができる。</p> <p>四、月次納付額の計算</p> <p>住宅積立金の月次納付額=従業員本人の前年度の月額平均賃金×従業員住宅積立金の納付比率+従業員本人の前年度の月額平均賃金×単位住宅積立金の納付比率。</p> <p>追加住宅積立金の月次納付額の計算方法は、同上とする。</p> <p>五、月次納付額上下限（詳細は附表参照）</p> <p>(一) 2018年度月次納付額の上限</p> <p>住宅積立金は、従業員本人および単位各7%の納付比率に基づく場合の月次納付額の上限を2,996元とする。</p> <p>追加住宅積立金の従業員本人および単位各5%の納付比率に基づく場合の月次納付額の上限は2,140元とする。</p> <p>(二) 2018年度月次納付額の下限</p> <p>住宅積立金の従業員本人および単位各7%の納付比率に基づく場合の月次納付額の下限は322元とする。</p> <p>この他、都市個人工商業者およびその被雇用者・自営業者の住宅積立金の月次納付額の上限は5,136元、月次納付額の下限は322元とする。</p> <p>一部の請負・歩合などの報酬制度を実行する単位の従業員は、市積立金管理センターの審査批准の通過を経て、当該単位およ</p>
--	--

<p>但不低于322元。</p> <p>六、注意事項</p> <p>(一) 为方便单位办理, 与社保基数调整同步, 优化营商环境, 2019年度基数调整从2019年1月至3月申报缴存基数, 4月起调整住房公积金缴存基数、比例以及月缴存额上下限, 各单位应当提前做好经费和预算安排, 切实维护缴存职工合法权益。</p> <p>(二) 2018年度基数调整采用网上调整为主的方式, 具体可登陆上海住房公积金网的基数调整专栏查阅、下载和直接办理。</p> <p>(三) 各单位在汇缴2018年6月份住房公积金后, 应当及时办理基数调整, 原则上在7月份完成。</p> <p>各缴存单位应当按时足额缴存住房公积金。市公积金管理中心应当对选择降低缴存比例的单位进行事中和事后监管, 切实维护职工合法权益。</p> <p>特此通知, 请遵照执行。</p> <p>附表: 2018年度上海市住房公积金月缴存额上下限表</p> <p style="text-align: right;">上海市住房公积金管理委员会 二〇一八年四月十三日</p>	<p>び従業員の協議により確定した月次納付額に基づき納付することができるが、322 元を下回ってはならない。</p> <p>六、注意事項</p> <p>(一) 単位の取扱に便宜を図り、社会保険基数の調整に同調し、ビジネス環境を合理化するため、2019 年度の基数調整は、2019 年 1 月から 3 月に納付基数を申告し、4 月より住宅積立金の納付基数・比率および月次納付額上下限を調整するものとし、各単位は事前に経費および予算の手配を適切に行い、納付する従業員の合法的權益を適切に保護しなければならない。</p> <p>(二) 2018 年度の基数調整は、オンライン調整を主とする方式を採用するものとし、詳細は上海住宅積立金ネットの基数調整特別欄にログインし、照会・ダウンロードおよび直接手続を行うことができる。</p> <p>(三) 各単位は、2018 年 6 月の住宅積立金の納付後、速やかに基数の調整を行い、原則 7 月に完了させなければならない。</p> <p>各納付単位は、期限通りに住宅積立金を満額納付しなければならない。市積立金管理センターは、納付比率の引下を選択した単位に対して期中および事後監督管理を行い、従業員の合法的權益を適切に保護しなければならない。</p> <p>特にここに通知するので、遵守して執行されたい。</p> <p>附表: 2018 年度上海市住宅積立金の月次納付額上下限表</p> <p style="text-align: right;">上海市住宅積立金管理委员会 二〇一八年四月十三日</p>
--	---

附表: 2018 年度上海市住宅積立金の月次納付額上下限表

類型	単位および個人の納付比率	月次納付額の上限	月次納付額の下限
住宅積立金	各7%	2996元	322元
	各6%	2568元	276元
	各5%	2140元	230元
追加住宅積立金	各5%	2140元	/
	各4%	1712元	/
	各3%	1284元	/
	各2%	856元	/
	各1%	428元	/
任意納付住宅積立金	10%-24%	5136元	322元